

「放課後児童クラブ」からのお知らせ

町では、保護者がお仕事等により児童を日中保育できない家庭を対象として学校授業終了後に安全適切な遊び場を与え児童の健全育成を図る「放課後児童クラブ」を開設しています。

ご利用に当たっては事前に登録が必要となります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

利用定員	40名（平成21年度登録数24名）
対象児童	小学校1年生から小学校3年生まで ※利用を希望する児童が定員に満たないときは、小学校4年生から6年生までを対象児童に含めます。
場 所	小平町文化交流センター内（小平地区）及び鬼鹿公民館内（鬼鹿地区）
開設時間	・平日（月～金曜日）……………児童の下校時～17時30分 ・第3土曜（社会教育事業実施日のみ）……………8時30分～12時30分 ・学校休業日（長期・振替等）……………8時30分～17時30分 ※土・日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月5日）・お盆（8月13日及び8月15日）はお休みします。
負担金	月額3,000円（町民税非課税世帯1,500円、生活保護世帯は免除） 月の利用が15日未満の場合は日割り計算となります。

◎申込み・問い合わせ先 役場保健福祉課福祉係（内線287）

消防からのお知らせ

この記事に関するお問い合わせは
消防署小平支署（☎56-2221）まで

野外焼却（野焼き）は一部の例外を除き原則禁止です

ドラム缶や簡易焼却炉によるごみ焼きなどの野外焼却中に、まわりの草やごみに燃え広がり、火事になるケースが増えています。また、燃やしている物や、その火の粉により火事の原因になるだけでなく煙、すす、悪臭、有害物質の発生により、まわりの人に迷惑を掛けます。

ドラム缶や簡易焼却炉による焼却も原則禁止です

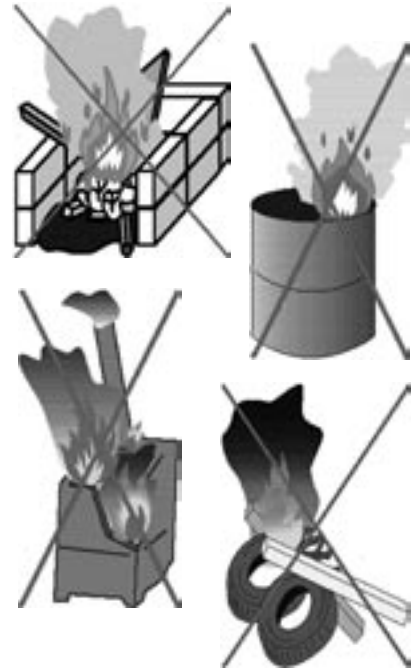
平成14年12月1日より、焼却炉の構造基準が強化され、ドラム缶や簡易焼却炉の使用は野外焼却（野焼き）となります。

野外焼却（野焼き）による罰則

違反すると個人は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人は1億円以下）の罰金又はその併科に処せられることがあります。

野外焼却（野焼き）を認める一部例外

- ① 廃棄物処理基準に基づいて行う焼却
- ② 他の法令などに基づいて行う焼却（森林病虫害のついている枝の焼却など）
- ③ 国や地方公共団体が施設を管理する上で必要となる焼却（河川管理者による伐採した草木の焼却など）、震災・凍霜害等の災害の予防や応急対応・復旧に必要な焼却
- ④ 風俗習慣上・宗教上の行事を行う際の焼却（どんど焼きなど）
- ⑤ 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものの焼却
- ⑥ たき火や日常生活上行われる軽微な焼却（キャンプファイヤーなど）



野外焼却（野焼き）Q&A

Q1 農業を営む上で出てくる稲わら、もみから、草などを焼却することはできますか？

A1 稲わら、もみから、草などの焼却は、農業を営む上でやむを得ないことにあたり焼却はできます。ただし、古タイヤ、ビニールハウスの廃ビニールは焼却を行うことができません。

Q2 漁業を営む上で出てくる海産物などを焼却することはできますか？

A2 魚網に付着する海産物などの焼却は、漁業を営む上でやむを得ないことにあたり焼却はできます。ただし、魚網の焼却を行うことはできません。

Q3 ボランティア活動として行う河川や道路の清掃後、集めた草などを焼却することはできますか？

A3 河川や道路の清掃後に行うごみの焼却は、その施設の管理を行う者と必ず連絡を取ってください。